

事務所だより

Vol.3

松田税理士事務所
Tel 059-382-4414
fax 059-384-0200

施行日(4/1)前後における取引の経過措置

3月中の契約や支払で4月以降でも税率が5%となる場合も

10月1日、消費税率が予定通り8%に引き上げられる旨の発表がなされ、いよいよ経理・税務の実務における準備作業が必要となってきました。

今回の内容は「消費税の経過措置」の3回目となりますが、来年4月1日の施行日前後における取引で特例的な扱いのある事例を取り上げます。

消費税法上の原則 商品の引渡しやサービスの提供を受けた日の税率を適用する。
原則上、「3月に代金を先払い」⇒「4月に商品受取」という取引は、8%課税となりますが、以下の事例では5%課税となる例外的な取引となります。

経過措置 事例③ 旅客運賃、遊園地・映画館などのチケット

対価の領収日の税率が適用されます。

鉄道や飛行機の H26.4/1 以降分のチケットを 3/31 までに購入 ⇒ 5%

映画の前売り券・遊園地の年間パスポート券を 3/31 までに購入 ⇒ 5%

出張やレジャーなどで予定が決まっている場合、3月中の購入なら5%課税となります。

経過措置 事例④ 通信販売

指定日(25.10/1)より前に通信販売の条件が提示されている場合

施行日前に申込みを受付、施行日後に商品を発送しても ⇒ 5%

全ての通信販売が5%となるわけではありません、販売条件の提示日にご注意下さい。

経過措置 事例⑤ 電気料金等 検針による料金

4/1~30 の間で 検針により確定した料金 ⇒ 5%

検針の間隔が2ヶ月毎 などの理由で 4/30以降、施行日後初めて確定した料金

3月の検針日から2ヶ月後までに料金が確定する場合 ⇒ 5%

(例 3/15と5/15 に検針があった場合)

検針間隔が3ヶ月毎の場合や、検針が遅れた場合には 5%と8%の按分計算が必要な場合もありますので、その場合は個別にご相談をお受けします。

注: 消費税の申告を「原則方式」で行っている課税事業者の場合、経費などの消費税額は申告納税額から差し引かれ、増税後でも負担は増えないので「駆け込み購入」の必要はありません。

次号は「商品価格の表示と転嫁」についての予定です。

お知らせ

鈴鹿商工会議所において「消費税法改正セミナー」の講師を務めることになりました。

10/28(月) 午後2時より 定員 申込み順で50名 となっております。